

をされたのじゃないかと思うのです
が、その点どうですか。

○説明員(西條一君) 計画的であつたか、偶然であつたか、いずれであるかという御質問では、やはり偶然であつたと、こういうふうになります。

○近藤信一君 今中田委員から関連質問がございましたが、私も、審議会のときにも、それが問題になったのです。実際はやはり審議会の場合には、中田委員が言われましたように、反対論者もその中に二、三いたわけです。結論的には、ところが調査会は満場一致。そして今度調査会のは重点的に取り入れられていく。こういうことになれば、審議会で出した結論というものは何にもならぬじゃないか。こういう結果になるわけですが、この点いかがですか。

○説明員(西條一君) さきに競輪の審議会であのような意見が出たというところが、直接間接のきつかけとなつて、こういう調査会が生まれることになつた点から言ひまして、あのような審議会が開かれたということは、やはりそれ相応の意味なり作用があつた、こういうふうに見えるわけでございます。

○近藤信一君 大臣がおられれば大臣にこれは御所信を承るわけですが、大臣がおられないから、政務次官からちよつと御所信を承りたいと思つたのです。それは競輪について、実際事情というものをどういうふうに把握され、また認識を持っておられるのか。この点一つこの際ですからお伺いをして、おきま

す。
○政府委員(大川光三君) お答えいたします。ただいまの御質問でございますが、私自身の考えから申しますと、

競輪というものは決して好ましいものではない。よろしく廃止すべきという論が正しいと考えております。しかし、御承知のとおり、競輪によって地方自治体が財政的に依存しておる面も非常に多いのでございますから、そういう地方自治体の財政も考慮して参らなければならぬ。そういう意味で、当分存続ということもやむを得ない、かように考えております。

○近藤信一君 政務次官の御所信としては、根本的にはあまり好ましくはないと考えておるが、他方自治体の財政が非常に苦しい、そういう点から、まあやむを得ないじゃないか、こういう御所信ですが、その後、地方自治体も相当復興して参りまして、その後新聞なんかで見ておりましたも、地方議員の歳費の値上げもどんどんなされておるし、内容的には国会議員よりいいというふうな都市も相当あるわけですから、そこで、また競輪の最初の趣旨というものは、戦災復興というところが最初考えられた問題で、もう十五年たつた今日、その必要もなくなつておるじゃないかというふうにも私も考えるので、ただいたずらに競輪がもうかるから、とにかくやれば利潤が上がるから、とにかくやれば利潤が上がるからと云うこと、これがするするきておるといふふうには私も考えません。そこで弊害のあるこういう競輪をいつまでも続けていくというところは、私も好ましくない。そこで地方財政が云々というところであれば、これはもつと国がその問題は根本的に考えるべき問題じゃないかと私は思うのです。この点いかがですか。

○政府委員(大川光三君) 先ほど答弁の中で、主として私の考え方を地方財政

政ということに結びつけて申し上げたのであります。今一面、言葉を漏らしました。これは競輪というものの、その他の公営競技が、大衆娯楽という面も考慮に入れなければならぬと考えます。したがって、なるべく弊害の起らないように、改良に改良を加えて、大衆娯楽という面からも存続ということとを考えたならばならぬ。私は先ほど申しましたように好ましいことではない、しかし地方財政と大衆娯楽という二つの面から、これを検討すべきものだ、かように考えております。

○近藤信一君 今回の改正案の提案理由の中にもございましたように、公営競技調査会の答申に基づいて、競輪制度全般についての改正法律案というものを、次の通常国会に提案するようなことで、今検討中ということでありまして、通産当局としては改正案作成に当たつて、どういふふうな基本的構想をもつて臨まれるのか、この機会にそれをちよつとお伺いしておきます。

○政府委員(島田喜仁君) 通産省といひましては、内閣に置かれた審議会の答申の線に沿ひまして、現状よりは競輪あるいはオートレース等につきまして、これを奨励しない、そうしてできるだけ社会的批判のある弊害を除去いたしまして、ただいま政務次官からお話のありました健全な大衆娯楽として運営されるような方向で、法案の改正をいたしたい、こういうふうな考えでおります。

○近藤信一君 そういたしますと、次の改正案というものの廃止ということとは全然お考えになっておられない、この基本的立場からお考えになつていく、こういうことでございませう。

○政府委員(島田喜仁君) 内閣といたしまして、競輪のほかに、御承知のようにオートレース、競馬、モーターボートという四つの同じような公営競技がございまして、その公営競技調査会がこの四つの公営競技に對しまして、一応存続という結論が出ました以上は、そのうち二つを担当いたします通産省といたしまして、その方針に沿ひまして、やはり存続ということを前提にして、ただいま申し上げた弊害を除去して参りたい、そのための法案の改正の準備をいたしたい、こういうふうな考えです。

○近藤信一君 答申案の中にもございまして、競輪をここで廃止するということになる、ほかに不健全な娯楽というものが栄えてくるようなことがあるから、競輪を自粛して続けていくというふうな調査会の答申にはあるのですがね。そうすると、いつまでもたつても、これは競輪自体というものの廃止ということはお考えられず、ただ健全な娯楽というものを建前として、これはいつまでも続けていかれる。それから最初に競輪の立法をしたときの趣旨と相当方向が違つてくるのではないかと、いふふうな私考をするのですが、その点いかがでしようか。

○政府委員(島田喜仁君) 今度のやはり公営競技調査会の答申案は、今申し上げましたように、公の場でオートレースの場でもって健全な大衆娯楽として運営をしていくほうが、やはりこれをやめた場合に、見えない場でギャンブル的な行為が行なわれる点をやはり考慮したと、私も想像いたしております。したがって、やはりそういう一つの狙いを頭において健全な大衆娯楽、スポーツとして運営をしていく方がやはり妥当ではないか、こういうおそれなく判断のもとに結論が出たと私も見ております。

○近藤信一君 競輪全般に関する問題については次の国会に全面的改正案が提出される、こういうことでございまして、またその機会に根本的な問題についてはいろいろと御質問をいたしますが、今度の改正案について二、三お尋ねいたしたいのは、今度の改正案はいずれも交付金に関する現行の制度をさらに一年間延長しよう、こういうところにあるわけなんです。次の通常国会には競輪制度全般について改正案を提案するということでありまして、何れも今回これらの法律を一年間延長するといふ必要はないのじゃないか、もつと短かい期間、もうあと通常国会も二カ月くらいで召集されるわけでございますから、たとえば三カ月とか半年とかというふうな短かい期間でこの改正案というものはなされて当然じゃないかと私は思うのですが、一年間延長するといふこの考え方はどこから出てくるのか、どこに基礎をおいて一年間の延長というものはあなたのほうでなされておるのか、この点お伺いいたします。

○政府委員(島田喜仁君) 来たる通常国会で今度は競輪法の改正に關します法律案を御審議を願うわけでございますが、御承知のように、競輪の法律は、ただいま申し上げましたように、四つの競技が特殊事情も一面あると同時に、同じような考え方方で統一的に考える問題もございまして、したがって、そういう面との関係方面との調整もございまして、それから同時に法律を

作りましても、ただいま申し上げましたように運営が健全に行なわれるための実施面というものが非常に大きい。そうして同時にかりに法案を御審議いたして、これは仮定でございしますが、改正ができましたといたしまして、要するに経過措置の問題が、答申案に盛り込まれておる幾つかの事項を実施をいたして参ります場合の経過措置等もございまして、少なくとも交付の規定を一年間延長していただくことが実情に沿う、またそうしていただく場合、法律がかりに通りましたような場合を予想いたしていろいろ問題がある、こういうことを実は懸念いたしまして、一年間の御審議を願うことになりました。

○近藤信一君 本法の附則に交付金に関する規定は、限時的考慮となつておられます。この法律の施行の日から四年を経過する日、すなわち本年九月三十日以降においては別に法律で定めるところによるものとする、こうなつております。現在では別に法律も定めてはおられないわけなんです。ね。この交付金に関する規定は当然輕視されている状態におかれておると、こう思うのですが、そこで十月一日以降今日まで、競輪や、オートレースがやまっておるわけじゃないですか。現在なお競技が行なわれておるわけなんです。それでその施行者は交付金に当たる金額についてどのような今取り扱ひをしておられますか。

は、九月末に引き続いて空白ができませんように希望をいたしておりましたのでございしますが、現在は、一日からきょうは十九日までございまして、その間の空白ができております。国会で御審議願ひまして、その空白を埋められるような法律改正がもしかりにでき決をしていただきますけれども、法律は可施行者であります地方自治体に入つて参りました財源がほかに使われまして、産業振興の資金として交付すること、それができないということになります。で、そういうことのないように、一応財源は十月一日から以降空白の間に行なわれた売上金の中から振興費等に交付すべき金額は、そのまゝ保留をしておいてもいいというのを私どもも指示をいたし、そうしてまた全国施行者協議会にもその旨連絡をいたしております。

○近藤信一君 そういたしますと、十月一日以降今日までなされてる問題については、従来のままで保留しているという形、あなたのほうでそういう形で指導しておられるわけですね。○政府委員(島田喜仁君) ただいま先生のお話のとおりでございます。○近藤信一君 そうすると、この国会でこの法律の改正案が可決されればその保留分は全部従来どおりになるということですね。○政府委員(島田喜仁君) ただいまのとおりでございます。ただ、長いこと空白期間ができませんという、施行者の側においてもその点について危惧の念を持ちましたり、また期間が長くなると、保留している問題についても問題が起きますので、できるだけ短かい期間の間はそういう形で目下連絡をとつていこう次第でございします。

○近藤信一君 きょうも競輪の開始されるところをラジオで放送しておりますが、十月以降ももちろん競輪などは行なわれておりますが、ずっと一体今日までどれくらいオートレースも含めて行なわれておるか、そうして施行者はどこどこであるか、この点おわかりであつたらば御説明願ひます。○政府委員(島田喜仁君) 実ははなはだ恐縮でございますが、一昨日の十七日までは計算をしております、その後の二日間はずっと調べがございせんが、一日から十七日までの大体予想されます振興費の部分を上上げますと、競輪の關係で一日から十七日まで約四千六百五十万と推定をしております。それから小型自動車競走の關係では、やはり同じく一日から十七日までの分をいたしまして約七百五十万と推定をされます。したがしまして、二日間の分がこれに加わるわけでございます。それから場所といたしましては、競輪は十月の一日以降大体たいま申し上げましたような時期までを予想いたしますと、函館を初めにいたしまして、函館、平以下二十一カ所で行なわれております。全国で競輪場が五十六ございまして、そのうちの二十一、約三〇数%の個所で競輪が行なわれております。それからオートレースにつきましては、全国で五カ所ございしますが、川口、船橋、大井、浜松、飯塚、全国で五カ所でございますが、この五カ所全部で行なわれております。

○近藤信一君 衆議院においては修正がなされまして、十月一日以降改正案が公布施行される日までの間に行なわれたレースは、施行者に対して、交付金をさかのぼつて納めさせようという附帯決議がついて修正されておるので、そこでこの施行者が、今あなたが通産省からずっと留保するように指導しておると、こう言われましたが、何らの施行者がいざございしに今までのように納めることが、交付金を納めることができるかどうか。みんなスムーズに話し合ひがもうできておると思われるけれども、まあいざということになると、なかなか金銭上の問題はむずかしい問題が起ると思ふのですが、この点はいかがですか。

○政府委員(島田喜仁君) 正直に申し上げて、一応、もしかりに空白なしに法案が可決されまして、引き続き現在の交付制度が存続するというのを一つの条件にいたしておりますので、私どももいたしましては、ただいまお話しになりましたように、その法案を通していただいた場合には交付をしても、うための指導はいたしております。私どももいたしましては、おそらく従来と同じように交付をしてもええものと予想はしておりますが、きまつた上での話し合ひにはまだ入っておりませんので、絶対に大丈夫だということを申し上げる立場にはございせんが、私どももいたしましては、そういう話し合ひで、一応法案が通りましたときに、現行制度の存続が行なわれた場合には、交付金を交付するという一応の話し合ひになっております。

○近藤信一君 本年度上期の機械工業振興費予算は、競輪、オートレースを含めてどのくらいになっていきますか。

○政府委員(島田喜仁君) ちょっと恐縮でございますが、もう一度御質問をお願いいたします。○近藤信一君 本年度のね、上期、上半期ですね、これの機械工業振興費の予算、これは競輪、オートレースのあれを当てにしておるわけですね。これは一体どれくらいになっておるか。○政府委員(島田喜仁君) 上期の交付金が四億五千万円でございしますが、そのうちで、競輪關係が三億六千四百万円、それから小型自動車競走によるものが四千九百万円でございます。○近藤信一君 今度、下期ですね、これは機械工業振興費の予算はやはり競輪、オートレースを含めてどれくらいの子定でございしますか。そして競輪、オートレースの売上額はどれくらいを予定しておるか。○政府委員(島田喜仁君) 下期の一応予算の予想でございしますが、交付金合計で六億一千九百万円でございます。そのうち競輪が五億四千九百万円、それから小型自動車競走の關係が七千万円でございます。

○近藤信一君 そういたしますと、この下期と上期とだいぶこれは差があるのですが、これはどういう勘定になつて参りますか。○説明員(安岡孝君) 私から御説明いたします。御承知のとおり、ことしの九月までの期限でございしたので、九月までに一応事務が行なえるというふうに考えますと、八月の売り上げまでは確実に入ること、四月から八月までを頭置きまして予算を組みまして、それで四億幾らという予算を上期分として組んだわけでございます。下期分といたしましては、九月分

先生からお話がありましたように、この前には、通産省にありますが競輪審議会では二つの意見が出まして、御承知のように、存続論を廃止論、これは条件がくっついていっているのですが、そういう形で答申が行なわれ、私どももいたしましては、今度の公営競技調査会に對しましては、競輪審議会の答申をそのまま公営競技調査会に説明をいたしました。そのときに問題になった点も詳しく説明をいたしたわけであります。

ただ問題は、両論ありましたように、地方財政、その他産業振興、その他社会福祉等々のところに金を出す方法といたしまして、本来、予算というものが、国家にあるじゃないかという問題がございまして、御承知のように、一つはなかなかきめこまかい、だんだん補助金制度というふうなもの、私どもの属しております機械工業について考えますと、なかなか予算措置という形で十分、技術的にもこの目的を達成すると考えられない点がある。もう一つは、やはり大衆娯樂といたしまして、これは両論あると思いますが、健全な形で娯樂を公の場で認めていくべきか、あるいはそういうものは弊害があるからやめちまうかという点については、やはり両論あると思えます。私どももいたしましては、弊害がもし出ない、弊害が除去できいくとすれば、競輪はやはり、大衆娯樂として公衆の面前で運営していくべきだと思えますが、もし弊害が非常に多くなってきたとすれば、これは検討しなければならぬと思えます。

とが、私は競輪を存続すべきか、存続すべきでないかの分かれ目になると思えますので、私どもは、できるだけこの弊害をなくしまして、世論といたしまして、できるだけ競輪というものの存続について、大衆娯樂について、やはり存続するといふ、そういう考え方を保持していただく方向で私どもは考えていきたい、こういうふうに思っています。

○岡三郎君 だいたいぶはつきりしてきて、やはり指導するならば、その場として反対すべきだと思えます。何か問題が起こつてくると、通産省が、これをいろいろ心配して、委員会、調査会、審議会等を作つて、他に問題を転嫁して、そしてその中から問題点を改善するといつて、いろいろとやってきておるわけですが、弊害がないようにして存続したいといふことは、これは、今問題が起こつてないから、ちょっとはつきりしてきて、問題があるといふと、そういう力強い発言はないけれども、現下の事情で、そういうふうなことが起こらないから、だいたいぶを強くして、健全娯樂としてこれを育成したい、なんというか、これになってきておるのじゃないかと思ふのだが、しかし、そういう変遷はあるでしょう。あるでしょうが、まあ競馬とかモーターボートとかモーターボートは人がやつておるから、競馬も、人は乗つておるけれども、とにかくいろいろ問題の中、八百長という問題が過去において大きく起こつてきた。最近において

は、そういう事態は、新聞社のほうも一時うんと書いたけれども、結局押し切られた形で逃げられたから、このごろあまり書かぬけれども、そういう事態を通産省重工業局のほうでは、どういふふうになっていっているか説明してもらいたいと思ふのだが、最近の競輪の実施面において、八百長とかそういう問題はない。

○説明員(安岡孝君) 公営競技が四つございまして、競輪とかく世の批判をあびて参つたという理由は幾つかあるかと思ひますけれども、一つは非常にチャンスが多い、非常にお客さんがよく入るという問題も一つあるかと思ひますが、もう一つは、今、岡先生の言われますように、人間がやっている競技であるから八百長のチャンスが多いのじゃないか、現に多かつたといふふうな言ひ方があつたわけでございます。

この問題につきましては、従来、戦後の歴史を見ても、騒擾といつたようなケースが幾つか散見されます。その理由となつておるものと、八百長があつた、あるいは八百長があつたのではないかというファンの疑惑から事が大きくなつたといふふうな状況にございまして、通産省といたしまして、関係者といつたしまして、この八百長の防止、公正なるレースの運営、お客さんに十分納得のいくものを競輪の浄化といふ見地から、改善といふ見地から、そういう面を非常に大事なことであるといふことを痛感いたしました。実は昨年の初めあたりから、この面につきましては特別に力を入れまして、事故防止対策協議会等

も積極的に活用いたしました。なおかつ関係者の間におきましてはこの問題をとにかく解決しなければ、競輪の根幹をゆるがすポイントであるという意識も非常に高まつて参りましたので、その後はいよいよ八百長、あるいは八百長を原因といたします騒擾、社会の耳目を聳動いたしますような事件という形は、一応表面からは消えております。内部的には選手と管理というものを関係者といたしましては十分強化いたしました。不良選手の淘汰、その面についても、従来とは違ひまして格段の力を入れて参つておる状況でございます。まして、かつて競輪には八百長がつきものであつたといふ風潮を、現在はレースが非常によくなつたといふお客の評価にばつばつ変えつつあるのが現状でございます。

なおこの面につきましては岡先生御指摘のように、省といたしましては十分留意して、その面から問題が起こるというこの面をいかに、競輪運営がしっかりと行なわれますように努力したといふふうに考えます。

○岡三郎君 最近におけるいわゆる大穴といふのは、どの程度ですか。

○説明員(安岡孝君) かつて四十万、五十万という大穴が出たこともございまして、これは競輪が発足した当初に多かつたようございまして、最近初、二十五、六年といつたころに多かつたといふ大穴といふものはもうございませんで、数万円見当が最高ではないかといふふうに記憶いたしております。

○岡三郎君 数万円と言つたつて、あんな、幅があるから、もうちょっと親切に答弁してくれぬかなあ、大体どの程度だと。

○説明員(安岡孝君) 最近の状況では一万円台というのが一番高いのださうでございます。

○岡三郎君 それはえらく改善されたと思ふので、その点は非常に非常にとつてきたといふように思ふのですが、もう一つは、競輪の開催と特殊団体——特殊団体という言葉は、ちょっとまぎらわしいが、そういう觀念がずいぶん過去においてもあつて、開催の警備とか、いろいろなことであつたのですが、そういう状況の改善はどうなつていますか。

○説明員(安岡孝君) かつては、さうなこともあつたように聞いておりますが、実は、私も歴史が新しくございまして、過去との比較を詳しく申し上げることはできないのでございまして、いわゆる暴力団あるいは組といったようなものを競輪場の警備等に利用するといふことは、さういふ例があつたといふのでございまして、さういふ例は、現在のところ絶無でございます。

○岡三郎君 それでは、今度のこれも時間的な問題ですから、次に、この答申に基づいて改正案が根本的に出ると、こういうことですか、その際に譲つて、一応質疑はやめますが、ただ、いろいろな問題が出てくる要素はあると思ふのです。そういうふうな点で、これがいよいよ関係において善用され、いろいろの面において、これが役に立っているという面を強調するに値するだけのやはり実績を作り、競技そのものの内容を改善することによって、

廃止ということに対して、あなたの方のほうは、こういうわけだからということとで改正案というものを練ってくると思うのです。そういうふうな点で、本質的な問題については、さらに次に譲るといふことにして、とにかく問題を起しがいかなる公営競技問題ですから、一つ、十分監督してやってもいいと思います。

本日は、この程度でやめます。

○中田吉雄君 公営競技調査会の答申の6の(イ)ですね、この「売上金の一部を、関連産業等の振興に充当するが、その他に社会福祉事業、医療事業、スポーツ、文教関係等にもなるべく多く充当することとし、この趣旨を法律に明記する」と、これは一体どういうことですか。私は、敗戦後の財政事情の困難なときに、大川次官も言われたようなことで、余儀なく必要な悪としてやったというところは了承できますが、もっと一そう関連産業の振興にも充てるし、社会福祉、医療、スポーツ、文教関係等にも一そうよくいふに充当すると、私はこういう競技のようなものに、どうして学識経験者の人が、こういう賭博行為といふんですか、射幸的な競技で、国が当然やるべきものを、どうしてこういうものに、一そうよくいふに充てたいかというふうな、そういうセンスを実際聞きたいと思うし、それからこういうふうなすれば、さきも課長が言われたように、レジャー・ブーム等でだんだん売り上げがふえるかもしれないませんが、施行する地方公共団体の収入を減らすかぬと、こういうことによい出せぬと思うのです。そうすると、うま味がなくなるからやらぬということになって、自己矛盾に陥る

ようなことがないかどうか。また法律に明記するといふことはどういふことか、その辺のことをお聞きしたい。

○説明員(西藤一君) この福祉事業、医療事業、スポーツ、文教関係にもなるべく充当しうといふ趣旨は、想像いたしますのに、大衆娯楽でございまして、大衆から集めた金でございまして、なるべく大衆の利益になるように還元することが望ましいといふような考え方から、そういうものが追加されたと考えます。

それから法律に明記するとありますのは、従来特別競輪といふようなことをやりまして、施行者から寄付といふたような形で福祉事業、医療事業等に入っておりまして、(何に書いてありますように、地方団体がだんだん依存しなくなると、そういうような道も閉ざされるおそれもありますので、法律で、そういうような寄付といふような行為を通らずに、そのような方面にも充当できるようにしたい、こういうことが法律に明記するといふ言葉の趣旨でございます。

○中田吉雄君 その問題は、私は、こういう考えについては異論を持つのですが、時間がありませんから、このいろいろな補助金を出して助成されているが、その経済効果の問題、これは次官から局長にお伺いしたいが、一体通産政策として、こういう政策がとられるべきかどうかという問題、きめのこまかい云々とさきに言われましたが、敗戦後を見ますと、造船に対して補助金なり助成金を出す、あるいは利子を補給するといふようなことをやって、だんだんと復興する。今度は補助金をできるだけ整理して、そうして融資と

租税特別措置による減税という形で、ですから、本年度なんかは、政府の収入の当初予算の見積りでも、租税特別措置で千五百億の減税がなされている。こういうふうな、主として私は通産省の助成政策といふものは、補助金だんだん少なくなつて、租税特別措置による減税と財政投資融資という面に変わつてきていると思ふのです。

そこでなかなか補助金もとりにくいし、私は、経済白書を見ても、租税特別措置は、当初作つた当時とは事情が変わつて、整理してもいいものが大幅にあるといふことを経済白書もいつてゐるのです。ところが、減税といふような措置をとれば、一たんやたら、その必要がなくなつても、いつまでも存続するといふ一つの欠陥を持てゐると思ふのです。租税特別措置で減税で援助する、助成するといふ、その必要がなくなつても、一たんやたら既得権として、そういう欠点があるもので、私はやはり、そういうずつとこれまでから産業助成政策を整理されていく必要があつて、そういうものを整理して、私はもっと自由化その他に備えてやるものがあれば、一律的な租税特別措置によるものよりも、必要ならやはり補助金といふ方が、そういう政策をとつても、新しい角度から検討する必要があるのではないかといふふうに思ふのです。

そういう点と、それからこれを見ますと、あまりにも総花的で、これは島田局長から事務的に聞いてもいいのですが、こういうたくさん出して、経済効果が、助成の効果が、実際あるかどうかといふ、非常に少ない類の、こういうことで、一体本格的に、こういう

助成されたような産業を、ほんとうに助成して高水準に引き上げるというふうなことに役に立つかどうか、そういうことについて、私は通産省の全体の政策が財政投資融資と租税特別措置といふようなことになって、きめのこまかい助成政策、補助金ができないので、余儀なく必要悪として、こういうものにしたよつておられるのじゃないかと思ふ面も承しますが、もう経済白書ですら――租税特別措置は千五百億も減税の助成をしてゐるのです。――必要のないものがたくさんあると、こういうことをいつておられるのですから、もうそういうものははずしてしまつて、そういうものを税収入として重点的にやるというふうな、これは局長にお尋ねするものかどうかと思ふのですが、私は、そういうふうなすべきじゃないかと思ふのですが、その点は、どうでしょう。

○政府委員(島田喜仁君) 私、重工業局長でございますので、全般の問題についての政策を云々するのは、その資格がどうかと思ひますが、今お話のございましたように、実は私も、この機械関係の振興費に充當いたしております補助金等の支出先は、実は非常にこまかくなつております。それは先生の御指摘のとおりでございますが、御承知のように機械産業といふのは、大体、その圧倒的の大部分が、九〇%以上――九七、八%になります。それはもう、ほとんど中小企業以下の部品その他の下請企業、あるいは自動車につきましても、全部が中小企業でございます。で、その点が一つと、もう一つは機械といひましても、品種がもう非常に多い。その業種々々によりまし

て、その実態がみんな違つてございますので、その点からも、一括してその機械関係に幾らというわけになかなか参らぬ点があるわけでございます。

それから内外の情勢が、たゞいま自由化のお話もございましたが、内外の情勢が変わる。その内外の情勢の変遷に依りまして、いろいろきめのこまかい政策をやつていかなければならぬ点等から考えますといふと、やはりこういう制度といふものは、必要悪ではなしに、今後やはり必要になつて参る、積極的に必要になつて参る、こういうふうな思つております。

なかなか国の予算といふものは、さうこまかいところまで、ある一定の期間もございますし、まして、やはり一つの項目別に一つの政策、方針をきめていくわけでございますが、今申し上げました中小企業の実態と業種が非常に多いという面から見ますといふと、やはりこういう面からきめのこまかい、また愛情のある政策を実施するためには、やはりこういう制度が私は必要であらう、こう考えます。

○中田吉雄君 このいただいたグラフを見ますと、昭和二十四年から三十五年まで十二年ですか、この機械関係事業振興資金として八十四億ほど――タルが出ておりますが、ほんとうにこれであつた方は自信を持って、まあ委員会を何とか納得せよといふようなことになしに、じゃ、ベスト・フアイブぐらいで、ほんとうにこれがあつて初めて相当振興したといふようなものは、どんなものですか。

○政府委員(島田喜仁君) まず一例を申し上げますが、これは他の公営競技

○中田吉雄君　自転車だけで。それから、えらいたくさん出ています。これがやはり問題だと思っています。まあ大川次官に、あるいは島田局長に、ちよつと口添へしてもらえば何百万か出るというようなことでは、これは私はなかなかいけぬと思うのです。いろいろ審議会があるでしょうが、私も審議会にはたくさん関係したことがあります。たいてい事務当局がまあ言われたのを異議なしと、あまりうるさく言うとうるさくなるというようなことで、やっぱり私は、経済効果というものをご何らかの形で客観的に評価する方法をきめて、情実といいますか、そういうことがないように、大川次官、

金制度が、振興費の制度が存続可決をいたしますれば、さらに詳細な、ただいまお話の基準というものを、さらに詳細に作りまして、そうして実施をいたす予定であります。なお、ただいまお話の資金の配分等につきましては、協議会がございまして、その協議会に諮問をいたしましてやることになっております。

なお、先ほど自転車の場合に申し上げましたが、御参考までに申し上げますという、今まで振興費でやってきましたこの効果の上がりましたものを二、三拾って項目で申し上げますと、まず機械の総合研究所を作りました、そうしてこの総合研究所は中小企

それから、先ほどの交付金、振興費がもしくなくなった場合というときに、車両課長の方から御説明申し上げましたが、海外に機械の展示センターというものを作りまして、中型機械についてはメキシコ、ボンベイ、ニューヨーク、軽機械についてはニューヨーク等にセンターを作っております。そうして、これに対して人を派遣し、展示をいたしましてPR、宣伝に努めて

おります。そのほかに機械の市場調査をたくさんやっております。市場調査あるいは生産性の調査というものを数年継続をいたしまして、各国とも、また国内でもそうでございますが、状況が変わって参りますので、三十数種類にわたりました実施をいたしております。

○政府委員(大川光三君) 中田さんにちょっとお答えをいたしますが、実は私、通産省に入ってからまだ日が浅いございまして、先ほどお引き合いに出されました補助金について口を開いたよう

○委員長(山本米治君) 他に御質疑ございませんか。――御質疑がなければ、両案の質疑は終局したものと認めて、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（山本米治君） 御異議ないと認めます。両案の質疑は、終局いたしました。

なお両案の討論、採決は、都合により次回に譲ることにいたします。
本日は、これにて散会いたします。
午後二時四十三分散会

昭和三十六年十月二十六日印刷

昭和三十六年十月二十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局